

答申の公表内容及び公表方法について

○行審法 79 条

第 79 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

○公表内容について

答申書のうち、審査関係人が特定される個人情報「○○○○」等と置き換え、その他は原則公表する。

○公表方法について

(1) 市HP（伊丹市行政不服審査会のページ）で公表（※資料①－2 参照）

市HPに答申書のPDFデータ（個人情報を除く）を貼りつける形で、答申結果を公表する。

【伊丹市行政不服審査会のページで併せて公表することが想定されるもの】

委員名簿、審査請求の処理状況、会議録、裁決の内容

(2) 市HP及び総務省HPで公表（※資料①－3 参照）

市HPに総務省HP（行政不服審査裁決・答申検索データベース）へのリンクを貼りつけ、答申書データは総務省HPで公表する。

※紙媒体による公表について

インターネットを利用できない者が、答申内容の閲覧を希望する場合等については、必要に応じて紙媒体により公表する。

※答申を行った委員の氏名の公表について

伊丹市行政不服審査会運営要領第 8 条第 2 項の規定により、答申書には、①審査会の結論②判断の理由③答申を行った委員の氏名を記載することとなっているが、答申の内容を公表するに当たり、「答申を行った委員の氏名」を公表するべきか。

上記（1）の場合

市HPで委員名簿を公表 ⇒ 答申内容でも公表

市HPで委員名簿を非公表 ⇒ 答申内容でも非公表

上記（2）の場合

委員名簿の公表・非公表にかかわらず、答申内容では非公表